

平成28年度 社会教育主事講習開催要項

国立大学法人 愛媛大学

1 目 的

本講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するに必要な専門的知識・技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人 愛媛大学

4 開催時期 平成28年8月1日(月)～平成28年8月30日(火)

5 主 会 場 愛媛大学 愛大ミューズ3F M32講義室
〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番

6 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程第3条の規定に基づき4科目、9単位を開設する。

7 講習科目名、単位数及び講師等 別表1のとおり

8 募集人員 30人

9 日 程 別表2のとおり

10 受講資格

社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定（注1）に該当する者
- (2) 教育職員の普通免許状を有する者
- (3) 2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注2）
- (4) 4年以上社会教育法第9条の4第2号に規定する職にあった者（注3）
- (5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注4）

(注1)

旧大学令（大正7年勅令第388号）、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。

(注2)

(1) 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- ①文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- ②地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- ③学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- ④社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- ⑤図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に規定する司書の職
- ⑥博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する学芸員の職
- ⑦社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が(1)の①から(1)の③に掲げる職に相当すると認めた職
- ⑧その他文部科学大臣が(1)の①から(1)の⑦までに規定する職と同等以上と認めた職

(2) 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- ①国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又

は諸活動の指導

- ②地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ③大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ④社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ⑤社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ⑥独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動
- ⑦その他文部科学大臣が(2)の①から(2)の⑥までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注3)

社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学長，校長（園長を含む。），副校長（副園長を含む。），副学長，学部長，教授，准教授，助教，助手，講師（常時勤務する者に限る。），教頭，主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。），指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭，実習助手，寄宿舎指導員，事務職員（常時勤務する者に限り，単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい，同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- ②学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- ③少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- ④その他文部科学大臣が（注3）の①から（注3）の③までに規定する職と同等以上と認めた職

(注4)

社会教育主事講習等規程第2条第5号の規定に基づき，社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は，社会教育法第9条の4第1号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に4年以上従事した者とする。

11 受講申込の方法

(1) 受講申込者は、下記の書類を整え6月20日(月)までに、居住地の県教育委員会に提出すること。

①受講申込書（様式1）

②受講資格を証明する関係書類

（卒業・修了証明書（卒業又は修了証書の写し可）、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書（様式2）等）

③履 歴 書（様式3）

④受講承認書（様式4）（所属長の受講承認書。大学在学者については本様式を用いて、指導教員等の受講承認を得てください。）

⑤社会教育現地演習（グループ別演習）グループ希望調査票（様式5）

⑥単位修得認定申請書（様式6）（科目代替の認定を希望する者。詳細は、「13科目代替について」を参照してください。）

⑦単位修得証明書（様式7）（科目代替の認定を希望する者）

⑧分割受講証明書（様式8）（過去に分割で講習科目を受講した者）

⑨返信用封筒〔角形2号（33.3cm×24.1cm）に、自己の宛先（住所、氏名、郵便番号）を記入の上、140円切手貼付のこと。〕

（注）卒業又は修了証書の写し、教育職員の普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

(2) 県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査し、とりまとめの上、受講申込者一覧表を添えて7月4日(月)までに必着するよう提出すること。

提出先：〒790-8577 松山市文京町3番

愛媛大学教育学生支援部教育企画課総務チーム

12 分割受講について

年度内及び年度を超えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

(1) 「生涯学習概論 2単位」

(2) 「社会教育計画 2単位」

(3) 「社会教育演習 2単位」

(4) 「社会教育特講 3単位」

ただし、社会教育演習を分割受講しようとする者にあつては、当該講習をもって、社会教育主事の資格を取得する場合に限る。

13 科目代替について

次の①～④に掲げるものについては、「社会教育特講3単位」の単位修得に代替することができる。ただし、本講習を1科目以上受講すること。

①国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおける「博物館職員講習」,「図書館司書専門講座」の修了

②放送大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位

- ③文部科学省認定社会通信教育の「生涯学習ボランティアコース」の修了
- ④大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位。代替を認める科目は、省令科目「社会教育特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

14 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

(注1) 受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがある。

(注2) 受講許可書は、7月中旬に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

15 受講者の集合日時及び場所

受講者は、必ず8月1日(月)8時45分から9時5分までに、愛媛大学愛大ミュージズ3F M32講義室に集合し、受講許可書を受付に提示すること。

16 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費（教材・資料費、交通費、食費、宿泊費、写真代、研究集録印刷費等）は、受講者の負担とする。

17 講習期間中の交通手段について

受講者の駐車スペースはないので、公共の交通機関を利用すること。自動車及びバイクで来学の必要がある場合は、近隣の有料駐車場等を利用願います。

18 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故や怪我に備え、傷害保険に加入するなど各自の責任で万全を期すること。

19 宿泊について

宿泊の斡旋は行いません。

20 個人情報の取扱について

提出された書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用する。

- (1) 愛媛大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 都道府県等教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

21 その他

本講習に関する問合せ等は、次へ照会すること。

○愛媛大学教育学生支援部教育企画課総務チーム（TEL089-927-8101）

○愛媛県教育委員会生涯学習課社会教育グループ（TEL089-912-2933）

(別表1)

平成28年度社会教育主事講習 講習科目名, 単位数及び講師等

科目名	単位数	内容・テーマ	配当 時間数	教 育 法	講師予定者の職・氏名	
生涯学習概論	2	生涯学習と科学教育	2.0	講 義	愛媛大学教授・教育学部長	佐野 栄
		生涯学習の意義と生涯学習社会の構築	4.0		愛媛大学准教授	山田 誠
		学習者の特性と指導方法	4.0		愛媛大学教授	白松 賢
		成人の理解と学習支援	4.0		愛媛大学准教授	山田 誠
		社会教育史	4.0		愛媛大学名誉教授	山本 久雄
		社会教育の意義と社会教育主事の役割	4.0		人間牧場主	若松 進一
		社会教育における個人と社会	4.0		愛媛大学講師	杉田 浩崇
		生涯学習関連施策の動向	4.0		文部科学省担当官	調整中
社会教育計画	2	社会教育事業計画	4.0	講 義	愛媛県教育委員会生涯学習課 社会教育主事	灘岡 雅人
		生涯スポーツの意義とその展開	4.0		愛媛大学教授	藤原 誠
		教育問題と地域づくり	4.0		愛媛大学教授	太田 佳光
		学習情報提供・学習相談・指定管理運営	2.0		愛媛県生涯学習センター 統括責任者・所長	二宮 英之
		PTA活動の意義と事業計画	4.0		松山市小中学校PTA連合会顧問	中村 和憲
		社会教育施設（公民館）の経営(1)	2.0		松山市立北条公民館長 愛媛県公民館連合会長	橋本 英厚
		社会教育施設（公民館）の経営(2)	2.0		今治市常盤公民館主事 愛媛県公民館連合会主事部会長	青野 信久
		社会教育の評価	4.0		松山東雲女子大学・松山東雲短期大学学長	塩崎千枝子
		青少年活動の事業計画(1)	2.0		独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大洲 青少年交流の家 企画指導専門職	森分 洋樹
青少年活動の事業計画(2)	2.0	愛媛県教育委員会東予教育事務所 社会教育課社会教育主事	越智 洋子			
社会教育演習	2	社会教育現地演習	20.0	演 習	現地演習指導者（別紙）	
		社会教育グループ別演習	46.0		愛媛大学准教授	山田 誠
					愛媛大学准教授	梶原 郁郎
					愛媛大学准教授	徳田 明仁
					愛媛大学講師	杉田 浩崇
					愛媛大学講師	尾川 満宏
		愛媛大学講師	高橋 平徳			
社会教育特講	3	地域における防災教育	2.0	講 義	愛媛大学准教授	二神 透
		子どもの成長と地域の教育力	4.0		松山市久米公民館運営審議会委員長	仙波 英徳
		生涯学習とボランティア活動	4.0		桐蔭横浜大学 スポーツ健康政策学部客員教授	木村 清一
		学校と地域の連携・協働	4.0		桐蔭横浜大学 スポーツ健康政策学部客員教授	木村 清一
		文化財の保護	4.0		愛媛県教育委員会文化財保護課 文化財専門監	谷若 倫郎
		消費者市民社会と消費者教育	2.0		愛媛大学准教授	竹下 浩子
		NPOの社会教育活動(1)	2.0		特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構理事長	井門 照雄
		NPOの社会教育活動(2)	2.0		特定非営利活動法人 いよコロロサン大学 理事長	泉谷 昇
		キャリア教育と社会教育	4.0		愛媛大学講師	尾川 満宏
		障害者の学習支援	2.0		愛媛大学准教授	加藤 哲則
		人権・同和教育の推進	2.0		愛媛県教育委員会人権教育課 社会啓発係長	高岡 憲二
		健康教育	4.0		愛媛大学教授	浅井 英典
		環境問題と社会教育	4.0		愛媛大学准教授	梶原 郁郎
		社会関係資本と社会教育	4.0		愛媛大学教授	露口 健司
		男女共同参画と社会教育	2.0		愛媛県男女共同参画センター館長	越智やよい
博物館経営と学芸員	4.0	愛媛大学准教授	徳田 明仁			

(別紙)

社会教育現地演習

- (1) 日 程 8月11日(木)～8月13日(土)
- (2) 開講方法 現地でのグループ別合宿研修 2泊3日(20時間)
- (3) 社会教育現地演習グループ編成, 指導者

番号	演習グループ	実施地域	配当時間数	指導者・職・氏名
1	地域人材を活用した 地域活性化の取組	新居浜市	20	愛媛大学准教授 梶原 郁郎 愛媛大学講師 尾川 満宏 東予教育事務所 社会教育課 社会教育主事 渡邊 靖 新居浜市教育委員会 社会教育課 主任 菊池 栄光
2	学校・家庭・地域の 連携・協働	砥部町		愛媛大学講師 杉田 浩崇 愛媛大学講師 高橋 平徳 中予教育事務所 社会教育課 課長・社会教育主事 鶴久森 克 砥部町教育委員会 社会教育課 課長 大内 均
3	地域づくりと社会教育	西予市		愛媛大学准教授 徳田 明仁 愛媛大学准教授 山田 誠 南予教育事務所 社会教育課 課長・社会教育主事 酒井 史朗 西予市教育委員会 生涯学習課 主任 社会教育主事 中村 忠史

(様式1)

社会教育主事講習受講申込書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛媛大学長 殿

氏 名 印

平成28年度社会教育主事講習を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて、下記により申し込みます。

記

ふりがな 氏 名 (旧 姓)		生年月日	年 月 日	満 歳
現 住 所	(〒 -) 連絡先(TEL: - -) / 緊急連絡先(TEL: - -) (E-mail:)			
所 属 先	名 称	(勤務先:)		
	職 名		常勤・非常勤の別	
	所在地	(〒 -)		
	連絡先	TEL	FAX	
	E-mail			
受講希望科目 ※受講希望欄に ○印をすること	科 目	単 位	受 講 希 望 欄	
	生涯学習概論	2		
	社会教育計画	2		
	社会教育演習	2		
	社会教育特講	3		
単位修得の認定を受けた科目及び単位		単位修得の認定を希望する科目及び単位		
受 講 資 格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当			
最 終 学 歴				
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例：〇〇会社（勤務先：〇〇図書館）

(備考)

1 「単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類(様式8)を添付すること。

2 「単位修得の認定を希望する科目及び単位」の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位(様式6の表第3欄に記載するもの)を記入すること。

3 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。

4 旧姓については、提出書類と現氏名が異なる場合に記入してください。

(注) 卒業又は修了証明書、教育職員普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

(様式2)

勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は、本

に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期	間	職 名	職 務 内 容
自	年 月		
至	年 月 (年 カ月)		
自	年 月		
至	年 月 (年 カ月)		
自	年 月		
至	年 月 (年 カ月)		
自	年 月		
至	年 月 (年 カ月)		

平成 年 月 日

所属長職・氏名

印

(注意)

- 1 この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付すること。
- 2 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。
- 3 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。

(様式3)

履 歴 書

平成 年 月 日現在

ふりがな			写真
氏 名	印		
生年月日	年 月 日 (満 歳)	男性・女性	
現住所	(〒 -) TEL (- -)		
連絡先	現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入 (〒 -) TEL (- -)		
年 月 日	最 終 学 歴		
年 月 日	職 歴		
年 月 日	免 許・資 格 等		

愛 媛 大 学

(備考) 本用紙に記入できない場合は、用紙を追加し、裏面に貼り付けること。

(様式4)

受講承認書

平成 年 月 日

国立大学法人 愛媛大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

下記の者が、平成28年度愛媛大学社会教育主事講習を受講することについて承認します。

記

勤 務 先	職 名	氏 名

県

社会教育現地演習(グループ別演習) グループ希望調査票

勤務先

現 職

氏 名

印

演習グループ	実施地域	指導者・職・氏名	希望順位
地域人材を活用した 地域活性化の取組	新居浜市	愛媛大学准教授 梶原 郁郎 愛媛大学講師 尾川 満宏 東予教育事務所 社会教育課 社会教育主事 渡邊 靖 新居浜市教育委員会 社会教育課 主任 菊池 栄光	
学校・家庭・地域の 連携・協働	砥部町	愛媛大学講師 杉田 浩崇 愛媛大学講師 高橋 平徳 中予教育事務所 社会教育課 課長・社会教育主事 鵜久森 克 砥部町教育委員会 社会教育課 課長 大内 均	
地域づくりと社会教育	西予市	愛媛大学准教授 徳田 明仁 愛媛大学准教授 山田 誠 南予教育事務所 社会教育課 課長・社会教育主事 酒井 史朗 西予市教育委員会 生涯学習課 主任 社会教育主事 中村 忠史	

(備考)

- 1 「社会教育主事講習受講申込書」関係書類と同時に提出すること。
- 2 希望順位欄に、第1希望から第3希望まで記入すること。
- 3 グループ分けは、受講者の希望順位、各演習グループの受入可能人数等を総合的に考慮して行う。
- 4 希望が特にない場合は、記入せず提出してもよい。

(この調査票は、受講者の演習グループ分けをする際の調整用資料として利用するものである。)

(様式6)

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人 愛媛大学長 殿

ふりがな 1 氏 名		生年月日	年 月 日
2 住 所	(〒 -)		
3 認定を希望する 科目及び単位数			
4 申請事由及び 適用条件			
5 備 考			

(注) 第4欄に掲げる事由を証明する書類について

(1)開催要項「13 科目代替について」(P.4)の①または③に該当する場合、修了証明書を添付すること。
(修了証書の写しを添付するときは所属長又は所轄長の原本証明つきのものであること。)

(2)開催要項「13 科目代替について」(P.4)の②または④に該当する場合、単位修得証明書(様式7)を添付すること。

(様式7)

社会教育主事講習相当科目単位修得証明書

大学・学部・学科等

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習相当科目の単位を下記のとおり修得していることを証明します。

記

省 令 科 目		大 学 開 設 科 目	
科 目	単位数	該 当 科 目	単位数
社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	12		
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)			
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)			

平成 年 月 日

証明者職・氏名

印

(様式8)

社会教育主事講習分割受講証明書

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習の単位を次のとおり修得していることを証明します。

(科 目 名)

(単位数)

(修得年度)

平成 年 月 日

実施機関

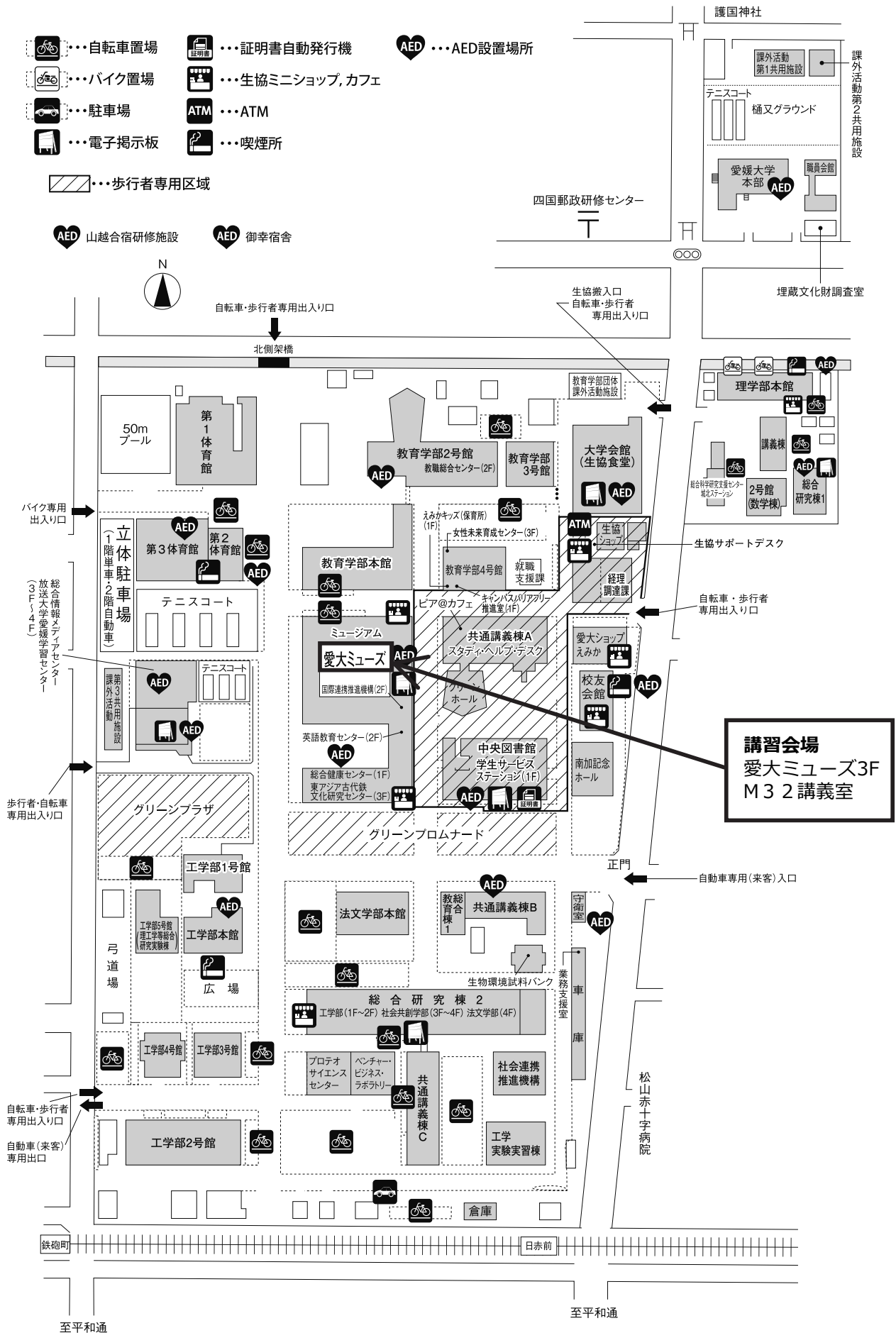
印

愛媛大学 城北キャンパス

(キャンパス案内マップ)

- ...自転車置場
 - ...バイク置場
 - ...駐車場
 - ...電子掲示板
 - ...証明書自動発行機
 - ...生協ミニショップ, カフェ
 - ...ATM
 - ...喫煙所
 - ...AED設置場所
- ...歩行者専用区域

山越合宿研修施設 御幸宿舎



講習会場
愛大ミュージアム3F
M3 2 講義室

愛媛大学案内図

